

# 別所第三自主防災会会則

## (名称)

1. この会は、別所第三自主防災会（以下「本会」）と称する。

## (活動拠点の所在地)

第2条 本会の活動拠点は、次のとおりとする。

1. 平常時は別所公会堂とする。
2. 災害時はさいたま市指定の避難場所（さいたま市立浦和別所小学校及び埼玉大学教育学部附属中学校）とする。
2. さいたま市指定の避難場所が閉鎖され、かつ別所公会堂が使用不能になった場合の措置は別途定める。

## (目的)

第3条 本会は、住民の隣保協同（自助・共助）の精神に基づく自主的な防災・減災活動を行うことにより、地震その他の災害（以下「地震等」という。）による被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

## (事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 防災に関する知識の普及・啓発に関すること。
2. 地震等に対する災害予防に資するための地域の防災危険の把握に関すること。
3. 防災訓練の実施に関すること。
4. 地震等の発生時における情報の収集・伝達、避難、出火防止及び初期消火、救出・救護、給食・給水等応急対策に関すること。
5. 防災資機材等の備蓄に関すること。
6. 他組織との連携に関すること。
7. その他本会の目的を達成するために必要な事項

## (会員)

第5条 別所3丁目、4丁目、5丁目の1～13番地の区域内の世帯及び事業者とする。

## (役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- |          |     |
|----------|-----|
| (1) 会長   | 1名  |
| (2) 副会長  | 若干名 |
| (3) 防災委員 | 若干名 |
| (4) 班長   | 若干名 |
| (5) 会計   | 2名  |

(6) 監事 2名

2. 会長、副会長、会計、監事は、別所第三自治会（以下「自治会」という。）役員会が委嘱する。
3. 防災委員は、本会員で、防災士又は、医療、土木、調理、情報等、災害時に必要とされる知識や技量を有した者の中から会長が委嘱する。
4. 班長は、本会員の中から会長が指名する。なお、防災委員との兼職を妨げない。
5. 役員任期は、自治会役員任期を準用する。

(役員責務)

第7条 会長は、本会を代表し、会務を総括し、地震等の発生時における応急活動の

指揮を行う。

2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を行う。  
また、各班活動の指揮監督を行う。
3. 防災委員は、住民に対する啓発活動や防災活動に専門的に携わる。
4. 班長は、防災会議の構成員となり、会務の運営にあたるほか、班活動の指揮を

行う。

5. 会計は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 本会の出納事務を処理し、会計事務に関する帳簿及び書類(財産目録・資産台帳等)を管理する。
- (2) 予算の執行については、効率的且つ効果的な指導・助言を行う。

6. 監事は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 本会の会計及び資産の状況を監査する。
- (2) 会長、副会長及びその他の役員業務執行状況を監査する。
- (3) 会計及び資産の状況又は業務執行について、不整の事実を発見したときは、これを総会に報告する。
- (4) 前号の報告をするため必要があると認めるときは、総会の招集を請求する。

(班の設置)

第8条 第3条の目的を遂行するために次の班を置き、それぞれ別表に定める任務を

分担する。

- (1) 総務班
- (2) 情報班
- (3) 避難誘導班

- (4) 救護班
- (5) 物資班
- (6) 食糧班
- (7) 環境班

(会議)

第9条 本会に、総会及び防災会議を置く。

(総会)

第10条 総会は全会員をもって構成する。

2. 総会は、毎年1回開催する。

ただし、特に必要がある場合は臨時に開催することができる。

なお、本総会は自治会総会と同時に行うことができる。

3. 総会は、会長が招集する。

4. 総会は、次の事項を審議する。

- (1) 事業計画に関する事
- (2) 防災計画の作成および改正に関する事
- (3) 予算と決算に関する事
- (4) 会則の改正に関する事
- (5) その他、総会が特に必要と認めたこと。

5. 総会は、その付議事項の一部を防災会議に委任することができる。

(防災会議)

第11条 防災会議は、会長、副会長、防災委員、班長及び会計によって構成する。

2. 防災会議は、次の事項を審議し、実施する。

- (1) 総会に提出すべきこと。
- (2) 総会により委任されたこと。
- (3) その他防災会議が特に必要と認めたこと。

(防災計画)

第12条 本会は、地震等による被害の防止及び軽減を図るため、防災計画を作成する。

2. 防災計画は、次の事項について定める。

- (1) 地震等の発生時における防災組織の編成及び任務分担に関する事。
- (2) 防災知識の普及に関する事
- (3) 防災危険の把握に関する事
- (4) 防災訓練の実施に関する事
- (5) 地震等の発生時における情報の収集・伝達、避難誘導、出火防止、初期消

火

救出・救護、給食・給水、災害弱者対策、避難所の管理・運営及び他組織

と

の連携に関する事。

## (6) その他必要な事項

### (市その他関係機関及び団体等との協力体制)

第13条 本会は災害応急対策の万全を期すため、市及び関係機関並びに別所第三自治会、隣接自治会・自主防災会等と常に緊密な連絡をとり、応援協力体制を確立しておくものとする。

2. 関係機関とは、民生委員、地区社会福祉協議会、シニアサポートセンター（地域包括支援センター）、警察機関、消防機関を指す。

### (会員の心得)

第14条 会員はいつでもどこでも災害に対処できるよう日常の備えと心得を身につけるとともに、本会の指示に従い、その活動が円滑に遂行できるよう協力するものとする。

2. 日常の備えとは、家の中や周囲の安全対策、非常備蓄品、非常持出品を指す。
3. 隣保協同（自助・共助）を確実に実践できるよう、近隣地域での活動を想定し、ミーティング、訓練等に積極的に参加する。

### (経費)

第15条 本会の運営に要する経費は、自治会からの支援金、自主防災訓練助成金、自主防災組織育成助成金、自主防災連絡協議会運営助成金、その他の収入をもつてこれにあてる。

### (会計年度)

第16条 会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

### (その他)

第17条 この会則に規定するもののほか、この会の運営に必要な事項は防災会議で定める。

### (雑則)

第18条 この会則の変更は総会にて決定する。

### (付則)

1. この会則は、令和元年6月2日から施行する。
2. 従前の別所第三自治会自主防災会会則（平成25年4月1日制定）は、廃止する。